

諮詢序：厚生労働大臣

諮詢日：令和6年12月12日（令和6年（行情）諮詢第1390号）

答申日：令和8年1月23日（令和7年度（行情）答申第829号）

事件名：特定法人に係る監督復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「対象文書1」ないし「対象文書8」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月27日付け三労発基0827第1号により三重労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

特定監督官A、特定監督官B及び特定地方産業安全専門官が作成した3通の復命書とも、監督ないし指導年月日の一部が不開示となっており、法5条のいずれの項目に該当しない。

また、この程度の情報量しかない復命書であるにも関わらず、開示期限を延長されたことにより時間的不利益を被ったが、これは三重労働局の組織としての業務怠慢であって、開示期限を延長した合理的な理由を明らかにされたい。

開示の延長に関しては、三重労働局特定課の担当特定監察官より電話があり、「開示請求業務について不慣れで処理に時間がかかり、30日以内の開示決定ができないので延長させてもらいたい。」との電話があったが、担当官個人の問題ではなく組織として対応すべき事案であって、個人的な理由で開示請求を延長するのは筋違いである。

### 第3 諒問序の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和6年7月9日付け（同月11日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げ

る行政文書（以下「本件請求文書」という。）に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が、令和6年7月30日付け三労基0730第3号により、法10条2項の規定に基づき開示決定等の期限を延長した上で、同年8月27日付け三労発基0827第1号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年9月10日付け（同月17日受付）で本件審査請求をした。

## 2 質問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示情報の適用条項を追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

## 3 理由

- (1) 本件対象行政文書の特定について

（略）

- (2) 不開示情報該当性について

不開示部分ごとの不開示情報の適用条項は別表のとおりであり、該当条項ごとの不開示情報該当性については以下のとおりである。

### ア 法5条1号該当性

監督復命書A（対象文書1①）、監督復命書B（対象文書4①）並びに安全衛生指導復命書（対象文書7①）の「代表者職氏名」欄、「面接者職氏名」欄及び添付資料（対象文書3及び同6）には、個人の氏名等の個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれているから、これらの情報は、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

### イ 法5条2号イ該当性

(ア) 監督復命書A（続紙を含む）（対象文書1①、同②（「監督年月日」欄の日付け部分及び「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄を除く）及び同③（「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄を除く）並びに対象文書2①）及び監督復命書B（続紙を含む）（対象文書4①、同②（「監督年月日」欄の日付け部分及び「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄を除く）及び同③（「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄を除く）並びに対象文書5①）の「労働者数」欄、「事業場の名称」欄、「週所定労働時間」欄、「最も賃金の低い者の額」欄等の各欄（枠外右上部記載箇所を含む。）には、労働基準監督官が臨検監督を行った事業場を特定する情報及び臨検監督により判明した事業場の内部管理情報が記載されている。

安全衛生指導復命書（続紙を含む）（対象文書7①、同②（「指

導年月日」欄の日付け部分及び「違反法条項・指導事項等」欄を除く) 及び同③(「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄を除く)並びに対象文書8①)の「労働者数」欄、「事業場の名称」欄等の各欄には、復命者が安全衛生指導を行った事業場を特定する情報及び安全衛生指導により判明した事業場の内部管理情報が記載されている。

(イ) 監督復命書A(続紙を含む)(対象文書1②(「監督年月日」欄の日付け部分及び「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄)、同③(「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄)及び同④並びに対象文書2②)及び監督復命書B(続紙を含む)(対象文書4②(「監督年月日」欄の日付け部分及び「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄)、同③(「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄)及び同④並びに対象文書5②)の「監督年月日」欄の日付け部分、「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄、「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄等の各欄には、監督指導の有無及び報告期日等具体的な内容が記載されている。

安全衛生指導復命書(続紙を含む)(対象文書7②(「指導年月日」欄の日付け部分及び「違反法条項・指導事項等」欄)、同③(「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄)及び同④並びに対象文書8②)の「指導年月日」欄の日付け部分、「違反法条項・指導事項等」欄、「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄等の各欄には、指導の内容及び報告期日等具体的な内容が記載されている。

(ウ) 上記(ア)及び上記(イ)並びに対象文書3及び同6には、特定株式会社における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、上記(ア)に記載された事項を公にすると、上記(イ)に記載された内容等とともに、特定株式会社に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、特定株式会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

なお、対象文書3及び同6には、特定株式会社の印影があるが、当該印影は、特定株式会社が真正に真意に基づいて作成した文書であることを証明する役割を有し、これらが公にされた場合には特定株式会社の各種書類の作成等に悪用されるなど、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示情報に該当するものである。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法5条4号該当性

監督復命書（続紙を含む）（対象文書1、同2、同4及び同5）及び安全衛生指導復命書（続紙を含む）（対象文書7及び同8）の各欄（枠外右上部記載箇所を含む。）及び本件対象行政文書3及び同6には、上記イと同様に、特定株式会社の実態に関する情報が記載されており、これらが公にされた場合には、労働基準監督官の指導に対する特定株式会社の自主的改善についての意欲を低下させ、その結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という監督指導業務、安全衛生指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。また、特定株式会社の印影（対象文書3及び同6）は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条4号の不開示情報に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

## エ 法5条6号イ該当性

(ア) 監督復命書A（続紙を含む）（対象文書1③及び同2①）、監督復命書B（続紙を含む）（対象文書4③及び同5①）の「監督種別」欄には、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督及び再監督の5種類の臨検監督のうち、いずれかを記載することとされている。監督又は安全衛生指導の種類を公にすると、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分において監督年月等が開示されていることから、監督又は安全衛生指導を受けた事業者において、誰が申告をしたのか探索が行われ、それにより、労働者が違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょすることとなり、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある。

また、「申告監督」の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば、「申告監督」以外の場合も含め、「監督種別」欄に記載された情報を不開示することが妥当である。

安全衛生指導復命書（続紙を含む）（対象文書7③、同8①）の「指導種別」欄には、個別指導、計画の届出の審査及び実地調査、災害調査（安全衛生）、検査、その他の5種類の指導のうち、いずれかを記載することとされている。安全衛生指導の種類を公表すると、仮に当該指導が災害調査であった場合には、原処分において指導年月等が公表されていることから、当該災害について報道がなされていれば、被災者や災害の詳細について特定する事が可能である

場合もあり、それにより、事業場等が労働災害について労働基準監督機関に通報を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて通報することをちゅうちょすることとなり、事業場等からの通報という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある。

また、「災害調査」の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は「災害調査」であることが明らかになることに鑑みれば、「災害調査」以外の場合も含め、「指導種別」欄に記載された情報を不開示することが妥当である。

(イ) 監督復命書A（対象文書1③）、監督復命書B（対象文書4③）の「監督重点対象区分」欄には、監督の種類が定期監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生等の事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、監督種別が特定されることとなる。このため、「監督重点対象区分」欄を公にすると、上記（ア）と同様のおそれが生じる。

同様に、安全衛生指導復命書（対象文書7③）の「安全衛生指導重点対象区分」欄には、安全衛生指導の対象が個別指導の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた安全衛生指導重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、個別指導であることが明らかになり、安全衛生指導種別が特定されることとなる。このため、「安全衛生指導重点対象区分」欄を公にすると、上記（ア）と同様のおそれが生じる。

(ウ) 監督復命書A（対象文書1③）、監督復命書B（対象文書4③）の「特別監督対象区分」欄及び安全衛生指導復命書（対象文書7③）の「特別監督等対象区分」欄は、監督が特別監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた特別監督対象区分が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、特別監督であることが明らかになり、また、記載がない場合のみ開示すると、不開示となつた場合には、特別監督であったことが明らかになる。このため、これを開示すると、労働基準監督署が臨検監督を行つた際の手法、着眼点等が明らかになるものと認められる。

(エ) 監督復命書A（続紙を含む）（対象文書1②、同③及び同④並びに対象文書2②）、監督復命書B（続紙を含む）（対象文書4②、同③及び同④並びに対象文書5②）の「監督年月日」欄の日付け部分、「完結区分」欄、「外国人労働者区分」欄、「企業名公表関係」欄、「参考事項・意見」欄、「署長判決」欄、「違反法条項・指導

事項・違反態様等」欄等の各欄に記載された情報及び安全衛生指導復命書（続紙を含む。）（対象文書7②、同③、同④並びに対象文書8①及び同②）の「指導年月日」欄の日付け部分、「完結区分」欄（上部手書きメモを含む。）、「業種」欄、「指導種別」欄、「参考事項・意見」欄、「署長判決」欄、「違反法条項・指導事項等」欄等（枠外右上部記載箇所を含む。）の各欄に記載された情報は、これを開示すると、臨検監督又は安全衛生指導の端緒及び手法、状況並びに労働基準監督官又は復命者が臨検監督を行ったことにより判明した事実及び労働基準監督官又は復命者の判断等が明らかとなる。

上記（ア）ないし（エ）並びに対象文書3、同6には、特定労働基準監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、特定株式会社が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載されている。これらが公にされた場合には、事業場や労働者と労働基準監督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働基準関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど、かつ、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、正確な事実の把握又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当し、不開示を維持することが妥当である。

#### 才 法5条5号及び同条6号柱書き該当性

監督復命書A（続紙を含む。）（対象文書1④、対象文書2②）、監督復命書B（続紙を含む。）（対象文書4④、5②）の「署長判決」欄、「参考事項・意見」欄、対象文書3及び対象文書6には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報及び安全衛生指導復命書（続紙を含む。）（対象文書7④、8②）の「署長判決」欄、「参考事項・意見」欄等には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、これらの情報は、法5条5号に該当する。

また、これらの情報には、特定労働基準監督署の担当官が臨検監督の過程において、どのような調査手法を用い、どのような文書を収集したかという、いわゆる監督指導における手の内情報が含まれており、当該部分が開示された場合、監督指導の着眼点、調査の範

囲・規模・深度・経過等を含む具体的調査方法が明らかとなる等、労働基準行政機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法5条6号柱書きに該当する。

なお、法5条5号及び6号柱書きは、原処分では、不開示情報の適用条項として示されていないが、これらを不開示情報の適用条項に追加して不開示を維持することが妥当である。

以上のことから、これらの情報は法5条5号及び6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

#### カ その他

対象文書1②「監督年月日」欄1文字目ないし6文字目、対象文書4②「監督年月日」欄1文字目ないし6文字目、対象文書7②「監督年月日」欄1文字目ないし6文字目については、上記イないしオの各号に該当する不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当であるが、原処分において開示されたものを改めて不開示とする意味はないため、結論として原処分を維持することが相当である。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「3通の復命書とも、監督ないし指導年月日の一部が不開示となっており、法5条のいずれの項目にも該当しない。また、この程度の情報量しかない復命書であるにも関わらず、（中略）開示期限を延長した合理的理由を明らかにされたい。」等と主張する。

しかしながら、前者についての不開示情報該当性については、上記(2)で述べたとおりであり、後者については、法10条2項に定める開示決定期限の延長は、国民の権利義務等に直接かつ具体的に法律上の影響を及ぼすものではないことから、行政庁の処分に該当せず、これについて行政不服審査法に基づく審査請求をすることはできないと解されており、そもそも本件不服審査請求の対象とはならないものである。

（参考：弘文堂刊「条解行政情報関連三法」446頁。）

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、不開示情報の適用条項について、法5条5号及び6号柱書きを追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月12日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和7年1月9日 審議
- ④ 同年12月22日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、

## 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 令和8年1月19日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮詢庁は、不開示理由を法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き及びイに追加・変更して、不開示を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

##### (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

###### ア 通番1、通番29及び通番57の5欄に掲げる部分

当該部分は、監督復命書及び安全衛生指導復命書に記載された特定株式会社の「代表者職氏名」欄の記載であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は商業登記簿に登記される事項であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。また、当該部分を公にしても、特定株式会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導及び安全衛生指導の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。加えて、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

###### イ 通番3、通番23、通番31、通番51、通番59及び通番73の5欄に掲げる部分

当該部分は、監督復命書及び安全衛生指導復命書に記載された「監督年月日」欄、「指導年月日」欄及び「署長判決」の月日部分の記載であり、当該部分は、「監督年月日」欄の日付及び「指導年月日」欄の日付が記載されているにすぎないか、署長判決の月日が記載さ

れているにすぎない。

当該部分はこれを公にしても、特定株式会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、国の機関の内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。また、労働基準監督機関が行う監督指導及び安全衛生指導の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められず、同機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。加えて、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ、4号、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番12、通番40及び通番65の5欄に掲げる部分

当該部分は、監督復命書及び安全衛生指導復命書に記載された特定株式会社の「業種」欄の記載であり、当該特定株式会社のウェブサイトにおいて一般に公表されている情報であると認められる。

当該部分はこれを公にしても、特定株式会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導及び安全衛生指導の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番8、通番11、通番16、通番21、通番44、通番49及び通番71の5欄に掲げる部分

当該部分は、監督復命書及び安全衛生指導復命書に記載された「最も賃金の低い者の額」、「完結区分」、「家内労働委託業務」及び「別添」の各欄の記載である。このうち、「最も賃金の低い者の額」欄及び「家内労働委託業務」欄は空欄であり、また、「完結区分」欄は、選択式の完結種別が未選択であり、様式のみが示されているにすぎず、「別添」欄は、監督復命書及び安全衛生指導復命書の別添となる文書名のうち、原処分において開示されている情報から明らかなものを示しているにすぎないと認められる。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法5条2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法5条1号該当性

通番2、通番30及び通番58の不開示部分は、監督復命書及び安全衛生指導復命書に記載された特定事業場の「面接者職氏名」欄の記載であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、面接者職氏名は、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、それぞれの通番の3欄に掲げるその他の不開示事由（同条各号）について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 法5条6号イ該当性

(ア) 通番4ないし通番7、通番9、通番10、通番13ないし通番15、通番17ないし通番22、通番25、通番26、通番28、通番32ないし通番39、通番41ないし通番43、通番45ないし通番50、通番53、通番54及び通番56の不開示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）

当該部分は、監督復命書（続紙を含む。以下同じ。）の「労働者数」、「事業場の名称」、「労働組合」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「確認までの間」、「備考1」、「備考2」、「完結区分（上部手書きメモを含む。）」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「監督種別」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「N o.」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「別添」及び「自由記入欄（地図・見取り図等）」の各欄、枠外右上部の記載並びに添付資料の全部又は一部である。

当該部分は、(i) 本件監督指導の種別、重点対象区分、特別監督対象区分、完結の種別等、(ii) 担当官が調査した特定株式会社の内部情報、(iii) 本件監督指導の結果として法違反が認められた場合の違反法条項、指導事項等及び特定労働基準監督署が是正措置を取るべき期限を設定した場合の当該期限、(iv) 同監督署の監督結果等を推認し得る情報等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、当該株式会社を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労働基準監督機関の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、又は特定労働基準監督署の調査手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に關

し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、それぞれの通番の3欄に掲げるその他の不開示事由（同条各号）について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (イ) 通番23、通番24、通番27、通番51、通番52及び通番55の不開示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）

当該部分は、監督復命書の「署長判決」及び「参考事項・意見」の各欄の全部又は一部であり、特定労働基準監督署における監督指導の対応方針、又は同監督署の担当官の調査結果及びその取扱い等が記載されていることが認められる。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法5条6号イに該当し、それぞれの通番の3欄に掲げるその他の不開示事由（同条各号）について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 通番60ないし通番64、通番66ないし通番72、通番75及び通番76の不開示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）

当該部分は、安全衛生指導復命書（続紙を含む。以下同じ。）の「労働者数」、「事業場の名称」、「違反法条項・指導事項等」、「確認までの間」、「備考1」、「備考2」、「完結区分（上部手書きメモを含む。）」、「指導種別」、「安全衛生指導重点対象区分」、「特別監督等対象区分」、「No.」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「別添」及び「自由記入欄（地図・見取り図等）」の各欄並びに枠外右上部の記載の全部又は一部である。

当該部分は、（i）本件指導の種別、重点対象区分、特別監督等対象区分、完結の種別等、（ii）担当官が調査した特定株式会社の内部情報、（iii）本件指導の結果として法違反が認められた場合の違反法条項、指導事項等及び特定労働基準監督署が是正措置を取るべき期限を設定した場合の当該期限、（iv）同監督署の指導結果等を推認し得る情報等が記載されていることが認められる。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法5条6号イに該当し、それぞれの通番の3欄に掲げるその他の不開示事由（同条各号）について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (エ) 通番73、通番74及び通番77の不開示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）

当該部分は、安全衛生指導復命書の「署長判決」及び「参考事

項・意見」の各欄の全部又は一部であり、特定労働基準監督署における安全衛生指導の対応方針、又は同監督署の担当官の調査結果及びその取扱い等が記載されていることが認められる。

当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法5条6号イに該当し、それぞれの通番の3欄に掲げるその他の不開示事由（同条各号）について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号イに該当すると認められるので、同条2号イ、4号、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

## 別紙

### 1 本件請求文書

特定株式会社（特定住所）に対して特定労働基準監督署が令和6年A月ないしB月に行った監督指導及び安全衛生指導に関する文書一式

### 2 本件対象文書

- (1) 監督復命書A（対象文書1）
- (2) 監督復命書A（続紙）（対象文書2）
- (3) 添付資料（対象文書3）
- (4) 監督復命書B（対象文書4）
- (5) 監督復命書B（続紙）（対象文書5）
- (6) 添付資料（対象文書6）
- (7) 安全衛生指導復命書（対象文書7）
- (8) 安全衛生指導復命書（続紙）（対象文書8）

別表

1 文書番号及び文書名	番号	頁	2 不開示を維持する部分等	3 法5条該当号等	4 通番	5 開示すべき部分
1 監督復命書A	①	1	「代表者職氏名」欄	1号、2号イ、4号、6号イ	1	全て
			「面接者職氏名」欄	1号、2号イ、4号、6号イ	2	—
	②	1	「監督年月日」欄の日付け部分	2号イ、4号、6号イ	3	全て
			「労働者数」欄	2号イ、4号、6号イ	4	—
			「事業場の名称」欄	2号イ、4号、6号イ	5	—
			「労働組合」欄	2号イ、4号、6号イ	6	—
			「週所定労働時間」欄	2号イ、4号、6号イ	7	—
			「最も賃金の低い者の額」欄	2号イ、4号、6号イ	8	全て
			「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄	2号イ、4号、6号イ	9	—
			「確認までの間」欄、「備考1」欄、「備考2」欄	2号イ、4号、6号イ	10	—
	③	1	「完結区分」欄	2号イ、	11	全て

			4号、6号イ		
		「業種」欄	2号イ、4号、6号イ	12	全て
		「外国人労働者区分」欄	2号イ、4号、6号イ	13	—
		「企業名公表関係」欄	2号イ、4号、6号イ	14	—
		「監督種別」欄	2号イ、4号、6号イ	15	—
		「家内労働委託業務」欄	2号イ、4号、6号イ	16	全て
		「監督重点対象区分」欄	2号イ、4号、6号イ	17	—
		「特別監督対象区分」欄	2号イ、4号、6号イ	18	—
		「No.」欄	2号イ、4号、6号イ	19	—
		「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄	2号イ、4号、6号イ	20	—
		「別添」欄	2号イ、4号、6号イ	21	左から2番目の選択項目
		枠外右上部記載箇所	2号イ、4号、6号イ	22	—
④	1	「署長判決」欄	2号イ、4号、5	23	日付け部分

					号、6号 柱書き及 びイ		
				「参考事項・意見」 欄	2号イ、 4号、5 号、6号 柱書き及 びイ	24	—
2	監督 復命 書A (続 紙)	①	2	「監督種別」欄	2号イ、 4号、6 号イ	25	—
				「自由記入欄（地 図、見取り図等）」 欄	2号イ、 4号、6 号イ	26	—
		②	2	「参考事項・意見」 欄	2号イ、 4号、5 号、6号 柱書き及 びイ	27	—
3	添付 資料		3～1 6	全て	1号、2 号イ、4 号、5 号、6号 柱書き及 びイ	28	—
4	監督 復命 書B	①	17	「代表者職氏名」欄	1号、2 号イ、4 号、6号 イ	29	全て
				「面接者職氏名」欄	1号、2 号イ、4 号、6号 イ	30	—
		②	17	「監督年月日」欄の 日付け部分	2号イ、 4号、6 号イ	31	全て
				「労働者数」欄	2号イ、	32	—

			4号、6号イ		
		「事業場の名称」欄	2号イ、4号、6号イ	33	—
		「労働組合」欄	2号イ、4号、6号イ	34	—
		「週所定労働時間」欄	2号イ、4号、6号イ	35	—
		「最も賃金の低い者の額」欄	2号イ、4号、6号イ	36	—
		「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄	2号イ、4号、6号イ	37	—
		「確認までの間」欄、「備考1」欄、「備考2」欄	2号イ、4号、6号イ	38	—
(3)	17	「完結区分」欄（上部手書きメモを含む。）	2号イ、4号、6号イ	39	—
		「業種」欄	2号イ、4号、6号イ	40	全て
		「外国人労働者区分」欄	2号イ、4号、6号イ	41	—
		「企業名公表関係」欄	2号イ、4号、6号イ	42	—
		「監督種別」欄	2号イ、4号、6号イ	43	—
		「家内労働委託業務」欄	2号イ、4号、6号イ	44	全て

					号イ		
				「監督重点対象区分」欄	2号イ、4号、6号イ	45	—
				「特別監督対象区分」欄	2号イ、4号、6号イ	46	—
				「No.」欄	2号イ、4号、6号イ	47	—
				「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄	2号イ、4号、6号イ	48	—
			(4)	「別添」欄	2号イ、4号、6号イ	49	左から2番目の選択項目
				枠外右上部記載箇所	2号イ、4号、6号イ	50	—
5	監督復命書B (続紙)	(1)	17	「署長判決」欄	2号イ、4号、5号、6号柱書き及びイ	51	日付け部分
				「参考事項・意見」欄	2号イ、4号、5号、6号柱書き及びイ	52	—
		(2)	18	「監督種別」欄	2号イ、4号、6号イ	53	—
				「自由記入欄（地図、見取り図等）」欄	2号イ、4号、6号イ	54	—
				「参考事項・意見」欄	2号イ、4号、5	55	—

					号、6号 柱書き及 びイ		
6	添付 資料		19～ 33	全て（32頁の表の 表題、表頭及び上か ら1段目を除く。）	1号、2 号イ、4 号、5 号、6号 柱書き及 びイ	56	—
7	安全 衛生 指導 復命 書	①	34	「代表者職氏名」欄	1号、2 号イ、4 号、6号 イ	57	全て
				「面接者職氏名」欄	1号、2 号イ、4 号、6号 イ	58	—
		②	34	「指導年月日」欄の 日付け部分	2号イ、 4号、6 号イ	59	全て
				「労働者数」欄	2号イ、 4号、6 号イ	60	—
				「事業場の名称」欄	2号イ、 4号、6 号イ	61	—
				「違反法条項・指導 事項等」欄	2号イ、 4号、6 号イ	62	—
				「確認までの間」 欄、「備考1」欄、 「備考2」欄	2号イ、 4号、6 号イ	63	—
		③	34	「完結区分」欄（上 部手書きメモを含 む。）	2号イ、 4号、6 号イ	64	—
				「業種」欄	2号イ、 4号、6	65	全て

				号イ			
			「指導種別」欄	2号イ、 4号、6 号イ	6 6	—	
			「安全衛生指導重点 対象区分」欄	2号イ、 4号、6 号イ	6 7	—	
			「特別監督等対象区 分」欄	2号イ、 4号、6 号イ	6 8	—	
			「N o.」欄	2号イ、 4号、6 号イ	6 9	—	
			「是正期日・改善期 日（命令の期日を含 む）」欄	2号イ、 4号、6 号イ	7 0	—	
			「別添」欄	2号イ、 4号、6 号イ	7 1	左から2 番目の選 択項目	
			枠外右上部記載箇所	2号イ、 4号、6 号イ	7 2	—	
④	3 4		「署長判決」欄	2号イ、 4号、5 号、6号 柱書き及 びイ	7 3	日付け部 分	
			「参考事項・意見」 欄	2号イ、 4号、5 号、6号 柱書き及 びイ	7 4	—	
8	安全 衛生 指導 書 (続)	①	3 5	「指導種別」欄	2号イ、 4号、6 号イ	7 5	—
				「自由記入欄（地 図、見取り図等）」	2号イ、 4号、6	7 6	—

	紙)			欄	号イ		
②	3 5			「参考事項・意見」 欄	2号イ、 4号、5 号、6号 柱書き及 びイ	77	—

注1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。

注2 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号8の1枚目ないし35枚目にページ1ないし35と付番したものを「頁」として記載している。